

定 款

一般社団法人 日本能率協会定款

令和 2 年 6 月 12 日改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人日本能率協会（英文名はJapan Management Association。略称は「JMA」）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、マネジメントに関する調査、研究、情報の収集及び提供、人材の育成及び指導、各産業における技術の振興等を行うことにより、企業や団体等の経営革新を図り、もってわが国の経済の発展、国民生活の向上及び国際社会への貢献に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) マネジメントに関する調査及び研究
- (2) マネジメントに関する情報の収集及び提供
- (3) マネジメントに関する人材の育成及び指導
- (4) マネジメントの高度化に寄与する表彰、資格認定及び普及啓発活動
- (5) マネジメント及びマネジメントに関連する技術及び産業振興に関する会議、展示会等の開催
- (6) 規格適合に拠るマネジメントシステム及び製品、サービスに係わる第三者認証及び登録業務サービスの提供
- (7) 地球温暖化防止にかかわる各種検証及び環境マネジメント支援業務サービスの提供
- (8) マネジメントに関する内外関係機関等との交流及び協力
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は日本国内及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会は次の会員を置く。

- (1) 法人会員 本会の目的及び事業に賛同して入会した法人及び団体
- (2) 個人会員 本会の目的及び事業に賛同して入会した個人

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 前項の申し込みがあった時は、会員総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は会員総会において別に定める額を入会金及び会費として支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議において当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対して、会員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、会員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、除名した旨を通知する。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 更新月（入会月をいう。）を3箇月以上過ぎて会費を納めないとき
- (2) 法人又は団体が解散したとき、又は破産したとき
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 成年被後見人又は被保佐人となったとき

(5) 総会員が同意したとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条によりその資格を喪失したときには、本会に対する権利を失い、義務を免れる。

ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費、その他の拠出金品は返還しない。

第4章 会員総会

(構成)

第12条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 計算書類の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併契約の承認、事業の全部又は一部の譲渡
- (9) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 会員総会は、定時会員総会として、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時会員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 会員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

3 会員総会の招集は、開催2週間前までに、会議の日時、場所及び目的である事項等を記載した招集通知を、書面をもって発しなければならない。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長がこれにあたる。

(議 決 権)

第17条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議 事 録)

第19条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち会員総会において選任された議事録署名人2名以上が前項の議事録に署名押印する。

(書面等による決議)

第20条 会員は、代理人により議決権を行使することができる。ただし、この場合には、会員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 会員総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、当該会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

3 前2項の場合においては、当該議決権の数を第18条の出席した会員の議決権の数に算入する。

(決議又は報告の省略)

第21条 理事又は会員が会員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

第5章 役員

(理事及び監事の設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち2名以上5名以内を代表理事とする。代表理事以外の理事のうち7名以内を業務執行理事とすることができる。
- 3 代表理事のうち、1名を会長とする。
- 4 代表理事のうち、1名を理事長とすることができる。
- 5 理事のうち、3名以内を副会長とすることができる。
- 6 理事のうち、2名以内を専務理事とすることができる。
- 7 理事のうち2名以内を常務理事とすることができる。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。その他の代表理事及び業務執行理事についても同様とする。
- 3 監事は、本会又は本会の子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事は法令及びこの定款で定めるところにより以下の職務を行う。
 - (1) 会長は本会を代表して業務を執行する。
 - (2) 副会長は本会の運営について会長を補佐する。
 - (3) 理事長は、会長及び副会長を補佐し、会長が欠けた場合及び会長から委任された場合には、本会を代表して業務を代行する。
 - (4) 専務理事は、理事長を補佐し、本会の業務を執行する。
 - (5) 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、本会の業務を分担して執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時
会員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残存任期と同一とする。

3 増員として選任された理事の任期は、他の理事の残存任期と同一とする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により
退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

5 理事及び監事については、再任を妨げない。

(理事及び監事の解任)

第27条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会におい
て定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する
ことができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する必要な費用を支払うことができる。

(理事及び監事の損害賠償責任の一部免除)

第29条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償す
る責任を負う。

2 前項の規定にかかわらず、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、
賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、損害を賠償する
責任を免除することができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長がこれにあたる。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、理事長、専務理事、常務理事並びにその他の代表理事及び業務執行理事の
選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。
- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第24条第3項の報告には適用しない。

(議 事 録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第7章 経営審議員、評議員、顧問

(種 類)

第35条 本会は、理事会の決議を経て、経営審議員、評議員、顧問を委嘱することができる。

- 2 経営審議員は、理事会の諮問に答え本会の運営全般について、助言及び提案を行う。
- 3 評議員は、理事会の諮問に答え本会の各事業活動への助言及び支援を行う。
- 4 顧問は、本会に功労のあった者として、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

(経営審議員、評議員、顧問の選任等)

第36条 経営審議員、評議員、顧問の選任等は、理事会の定めるところによる。

- 2 経営審議員、評議員、顧問の任期は、第26条第1項及び第5項の規定による理事の任期を適用する。ただし、顧問の再任は1回とする。

(経営審議員、評議員、顧問の権能)

第37条 経営審議員、評議員、顧問及びこれらをもって構成する会議体は、会員及び総会並びに理事、監事及び理事会その他の法令及び法令に基づきこの定款で定める権限を有する者の権限を代行し、あるいは侵犯し、若しくは効力を失わせる権能を一切有しない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て当該年度開始直後の会員総会で報告しなければならない。

- 2 前項の規定により作成した事業計画書及び収支予算書は、理事会の決議により、変更することができる。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(会計原則)

第41条 本会の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第9章 基金

(基金の募集及び返還の手続)

第42条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は、会員総会の決議を経て変更することができる。

(解 散)

第44条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他のやむを得ない事由により前項の電子公告ができない場合は、官報による。

第12章 補 則

(事 務 局)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。
- 3 事務局長は、理事会の決議を得て、会長が任免し、職員は、会長が任免する。

(細 則)

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て別に定める。

(附 則) (令和2年6月12日改正)

- 1 この定款は、令和2年6月12日より施行する。

法人成立年月日	昭和18年6月3日		
定款改正年月日	昭和22年10月24日	昭和23年11月16日	昭和28年1月7日
	昭和28年8月14日	昭和30年7月7日	昭和33年7月22日
	昭和34年7月1日	昭和35年7月6日	昭和39年8月6日
	昭和45年8月20日	昭和47年8月10日	昭和48年7月16日
	昭和50年7月5日	昭和58年2月15日	平成2年7月18日
	平成4年7月15日	平成15年7月3日	平成24年4月1日
	平成28年6月15日	平成30年1月1日	令和2年6月12日

